

運営についての申し合わせ（規約第11条第2項）

1. 割り当て審判を怠ったとき

- ① 1回目 厳重注意
- ② 2回目以降 奉仕業務の割当て

2. 当番業務を怠ったとき

- ① 1回目 厳重注意
- ② 2回目以降 奉仕業務の割当て

3. 監督会議を欠席したとき

- ① 1回目 厳重注意
- ② 2回目以降 奉仕業務の割当て

※ 遠方のチームは委任を認めるが、当番などがあるので委任者からすべてを把握するようにすること。

4. 開会式・閉会式を欠席した場合（管内チーム）

- ① 1回目 厳重注意
- ② 2回目以降 奉仕業務の割当て

5. 審判及び審判謝礼について

- ① 準々決勝まで事務局で把握し帯同審判制で運営を行う。
- ② 準決勝・決勝は競技委員会・審判委員会・事務局で協議し審判を指名する。
- ③ （社）十勝地区サッカー協会・十勝少年サッカー連盟が主管する大会はすべて帯同審判制である。

全道大会予選は3級以上1名の帯同審判が義務付ける。3級以上の審判がないチームは一大会ごとに不帯同審判料5,000円を支払うものとする。

監督会議終了まで申告することになっているので、当日審判を確保できないという申告は認めない。

また、同一チームから複数の参加を認める大会もあるが、会場別で試合が重なることも考えられるため、出場したそれぞれのチームごとに審判を帯同できない場合は複数参加を認めない。

3級不帯同とは異なるので責任をもって対応すること。

審判謝礼

	レフェリー	アシスタント	第3審判・第4審判
8人制	2,000円	500円	500円
5人制	1,000円	1,000円	500円

6. 同一日に複数チーム出場がある場合の重複出場禁止

すべての試合を没収試合とし、8人制はすべての試合を0-7の負け、5人制はすべての試合を0-5の負けとする。同クラス2チーム以上参加の大会に関しは人数が少なくなっても、もう一方からの補充は認めない。

未登録選手の出場は原則として認めない。必ず協会登録を完了すること。

※ 違反があった場合は没収試合とし、次大会出場停止となる場合もある。

7. その他

- ① 大会日程に変更（大雨等）がある場合は緊急連絡網を使用する。（後日配布）
- ② 十勝川河川敷サッカー場のコート側築堤舗装路はサイクリングロードのため駐車禁止とする。また、舗装路にはみ出さないように駐車すること。違反があった場合は試合を一時中断し移動が確認されるまで再開しない場合もある。
- ③ 指導者が選手や審判に対する暴言などは、謹しむこと。口頭または文書による注意で改善を促すが、繰り返し行う場合はその指導者を大会参加禁止とする場合もあるので、各チームは良識ある指導者を選択すること。
- ④ 大会参加の意思表示をしているチームがやむをえない理由（学級閉鎖など）以外で、欠席すること

認めない。2日以上で開催される大会のうち1日だけの参加は原則としてできない。